

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(静岡県教職員退隠料条例取扱規則の一部改正)

第1条 静岡県教職員退隠料条例取扱規則(昭和27年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(刑の通知) 第30条 年金である退隠料を受ける者が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき(恩給法第9条第2項に規定する犯罪以外の犯罪に付刑の執行猶予の言渡しを受けたときを除く。)又は刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは本人又は縁故者はすみやかに教育委員会に通知することを要する。	(刑の通知) 第30条 年金である退隠料を受ける者が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき(恩給法第9条第2項に規定する犯罪以外の犯罪に付刑の執行猶予の言渡しを受けたときを除く。)又は刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは本人又は縁故者はすみやかに教育委員会に通知することを要する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡州市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部改正)

第2条 静岡州市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則(平成22年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第4号及び様式第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき刑に処せられた者又は刑の執行猶予の言渡を取り消された者は、第1条の規定による改正後の静岡県教職員退隠料条例取扱規則第30条の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられた者又は刑の執行猶予の言渡を取り消された者とみなす。